

令和6年度
第4回高松市農業委員会定例総会
議 事 録

令和6年7月10日開会

高松市農業委員会

令和6年度第4回高松市農業委員会定例総会議事録

開催日時 令和6年7月10日（水）午後2時開会

開催場所 高松市防災合同庁舎 501会議室

出席委員 21人（委員総数24人 但し、議席番号8番は欠番）

- 1番 三笠 輝彦（会長）
- 2番 真鍋 俊二
- 3番 佐竹 博巳
- 5番 太田 政美
- 6番 白井 一美
- 7番 瀧本 繁樹
- 9番 岩部 壽夫
- 10番 赤松 貞廣
- 11番 谷口 勝幸（会長職務代理者第2）
- 12番 真鍋 芳治
- 13番 藤田 邦夫
- 14番 冨本 正樹（会長職務代理者第1）
- 15番 藤澤 鶴夫
- 17番 神高 賢二
- 18番 中田 茂富
- 19番 森 吉朝
- 20番 谷上 諭
- 21番 川原 勝
- 22番 橋田 行子
- 23番 谷本 寛昇
- 25番 山田 憲一

欠席委員 3人

- 4番 佃 俊子
- 16番 河田 薫
- 24番 奈良 稔

農業委員会事務局出席者

- 事務局 長
- 兼農政課 長 山上 浩平
- 農政課 長補佐 森 亮介
- 農地係 長 森 明雄
- 農政管理係 長 山崎 博司
- 副 主 幹 金田 篤宗
- 主 任 主 事 栗永 亘
- 主 事 溝渕 勝久
- 主 任 主 事 西谷 茂浩

議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について
イ 使用貸借に係る農地返還通知について（報告）
- 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（特別議案）
- 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
（一般議案）
- 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 議案第7号 非農地証明願について
- 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- 議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
- 議案第10号 香川県指定鷹の山鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見について
- 議案第11号 農用地利用集積等促進計画（案）について
- 議案第12号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について
- 議案第13号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について
- 議案第14号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について
- 報 告 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について
イ 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員補充について

議 長(会長) ただ今から令和6年度第4回高松市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の出席委員は24人中21人で、定例総会は成立しております。

欠席委員は、4番佃委員、16番河田委員、24番奈良委員の3名です。

それではまず、日程第1 議事録署名委員の指名であります。私から指名することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がありませんので、議事録署名委員は11番谷口委員及び21番川原委員の両名を指名いたします。

次に、日程第2 議事に入ります。

まず、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について、イ使用貸借に係る農地返還通知についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について御説明申し上げます。

議案書1ページをお開きください。

1番は、耕作及び転用目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請所有権2番に関連しています。

2番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

3番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請所有権10番に関連しています。

次のページを御覧ください。

4番は、耕作目的のため、残存小作地の賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償は、農地の一部の無償譲渡となっております。3条許可申請所有権4番に関連しています。

5番、6番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。3条許可申請所有権11番、12番に関連しています。

次のページを御覧ください。

7番は、転用予定のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

8番は、耕作目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。

9番は、耕作目的のため、香川県農地機構を介した賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。3条許可申請所有権14番に関連しています。

次のページを御覧ください。

10番は、転用目的のため、強化促進法による賃貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請所有権39番に関連しています。

11番は、転用目的のため、農地法による貸借契約を合意解約したもので、離作補償はありません。5条許可申請貸借権9番に関連しています。

次に、イ 使用貸借に係る農地返還通知について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

1番、2番は、転用目的のため、農地法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5条許可申請所有権3番、7番に関連しています。

3番は、借人の体調不良のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

次のページを御覧ください。

4番は、売買予定のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

5番、6番は、転用予定のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

次のページを御覧ください。

7番は、転用予定のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。

8番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。4条許可申請6番に関連しています。

9番と次のページの10番は、転用目的のため、強化促進法による貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5条許可申請所有権28番に関連しています。

11番は、転用目的のため、香川県農地機構を介した貸借について返還を受けたもので、返還条件はありません。5条許可申請使用貸借7番に関連しています。

以上、議案第1号 ア 農地法第18条第6項の規定による通知について11件、イ 使用貸借に係る農地返還通知について11件、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第1号は通知のとおり受理することに決定いたしました。

次に、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

西谷主任主事 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について御説明申し上げます。

議案書9ページを御覧ください。

1番は、相続時に財産整理をしていたところ、農地転用許可を得ず、申請地に建物が建築さ

れていることが分かり、是正するため貸住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和50年頃に祖母が建築したもので、この度追認許可を得るものです。隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、年齢を考え将来の農地管理の負担を減らし、老後の安定した収入確保のため、転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、住宅地域にあり利用が見込まれることから露天貸駐車場用地として転用申請したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和61年頃に先代が造成済みですが、相続時に財産整理をしていたところ転用申請されていないことが分かり、追認許可を得るものです。隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

4番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分されますが、自宅への進入路として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和49年頃に先代が造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、車庫、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、家財道具の収納場所が手狭となり、農機具の購入と車両の買い替えが重なったもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成13年に建築済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

次ページを御覧ください。

6番は、非農家の自己住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅兼倉庫を建築した際、誤って隣接農地に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和55年に建築済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が380.30平

方メートルあります。使用貸借返還通知8番に関連しています。

7番は、進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先々代が農道を拡幅した通路を、宅地への進入路用地として転用申請するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和35年頃に造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、貸老人ホーム用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

9番は、共同住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

10番は、納屋用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、先代が納屋と物置を建築した際、誤って隣接農地に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成8年に建築済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が103.48平方メートルあります。

次ページを御覧ください。

11番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請地の西側に住宅の出入口を、東側に車輛転回場を設けるもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成12年頃に造成済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が932.03平方メートルあります。

12番も、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、住宅を建築した際、誤って農地の一部に越境したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年頃に建築済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が686.62平方メートルあります。

13番は、農業用倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、農機具や収穫後の農作物を一時保存する倉庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成3年頃に建築済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が69.77平方メートルあります。5条許可申請使用貸借6番に関連しています。

14番は、農家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、みかんの集荷、選別の作業所及び倉庫を建築したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は昭和43年頃に建築済みですが、この度追認許可を得るもので、隣接農地は申請者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が284.29平方メートルあります。

以上、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案について14件、御審議いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝淵主任 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について御説明申しあげます。

議案書12ページを御覧ください。

1番は、令和4年3月11日付けで、特定建築条件付売買予定地用地として転用許可を受け、5年3月10日付けで区画数の変更のため、事業計画変更承認を受けていましたが、土地購入者からの要望で建築物を2階建て1棟から平屋建て1棟に変更することにより、建築面積が30%以上増加することから、許可後の事業計画変更申請をするものです。

2番は、令和5年10月10日付けで、農産物加工販売施設用地として転用許可を受けておりましたが、この度、転用区域を拡張し、建築面積も30%以上増加することから、許可後の事業計画変更申請をするものです。併せて、工事完了日を6年12月31日まで期間延長する、許可後の事業計画変更申請をするものです。

5条許可申請使用貸借9番と関連しております。

なお、2番については、当初の工期を過ぎておりますが、理由としては、第1種農地で転用

目的に制限ある中で、新たな事業計画を策定するため、所要の時間を要したためです。

高松市農地関係事務処理要領第3の2許可目的達成が困難な場合の変更の(1)変更申請の対象の中に記載のあります「農地転用許可処分後に、許可を受けた転用事業実施の促進措置を講じてもなお転用目的を達成することが困難と認められる場合であって、転用事業者が許可に係る目的の変更を希望するとき」に該当し、事業計画変更申請を提出することで、転用目的を達成するものです。また、現在、事業計画変更承認書を手交する際に、工期内に事業計画変更申請を行うよう指導しておりますが、引き続き転用者に対し、粘り強く注意喚起を行うよう努めてまいりたいと存じます。

以上、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について2件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第3号については承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第3号については承認することに決定いたしました。

次に、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案についてを議題といたします。

現地調査の概要を谷口委員から報告をお願いいたします。

谷口委員 現地調査委員の谷口です。

今回の特別現地調査委員は、川原委員と私の2名で、昨日、現地調査を実施しました。

今回の特別議案は、農地法第5条第1項の規定による許可申請の所有権移転10件及び賃借権2件の合計12件です。

所有権移転の3番、5番、7番、8番及び賃借権の2番につきましては、香川県農業会議の常設審議委員会の現地確認調査を実施しています。

内容につきましては、所有権移転6番までを私が、7番以降を川原委員から報告します。

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案の所有権移転について説明申し上げます。

別紙の5条特別議案書を御覧ください。

1番は、ことでん長尾線元山駅北西約500メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、近くには、教育・商業施設があり、宅地購入需要の高い地域内にあることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、ことでん長尾線木太東口駅東1キロメートルに在り、和菓子、洋菓子等の製造販売を行う法人の役員が法人への露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、営業店舗及び製造工場横で利便性がよく、現在、来客、従業員及び事業用車両が混在し、利用している駐車場に空きスペースが無く、業務効率の向上と安全性を確保し、従業員及び事業用車両を集約移動するため、新たな駐車場を確保するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の転用同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

3番につきましては、一般基準である土地の効率的な利用の観点から、駐車場としての緊急性、必要性が判断できないため、それらを確認できる書類の提出までは、継続審議したいと考えております。

4番は、高松市立庵治小学校東3キロメートルに在り、庵治町篠尾海水浴場横で、不動産業を営む申請者が、コテージ、キャンプ場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、前件同様、本市の「せとうち太鼓の鼻ヴィレッジ」に近く、庵治地区東海岸の観光施設や地域資源との連携により相乗効果を期待するもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、被害防除措置も適切であると考えます。併用山林等が、413.52平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

5番は、高松市立三溪小学校北約1キロメートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、営業活動から、三谷地区での住宅購入希望者を相当数得ており、代替地の検討もされた結果、申請地は、県道中徳三谷高松線に近く、沿線には商業施設が充実しており、周辺は分譲住宅等により宅地化も進み、住環境の優れた地域であることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

6番は、高松市立大野小学校北西約700メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地周辺は分譲住宅団地等で宅地化が著しく、近くには、商業施設が充実していることから潜在的に宅地購入需要の高い地域内に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地は無く、

被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

私の説明はここまでとし、7番からは、川原委員が説明します。

川原委員 現地調査委員の川原です。

7番は、高松市立川岡小学校北西500メートルに在り、野菜集出荷場、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、転用申請者の既存集荷場が老朽化し、特に、ブロッコリー、アスパラガス、キウイフルーツの出荷量が、各集荷場における処理能力を超えており、稼働率、利用率が下がっていることから、生産者支援、施設再編の一環として、新たな野菜集出荷場を計画したもので、県道岡本香川線沿線で、既存川岡支店に隣接した用地を選定したもので、利便性が良く、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

8番は、高松市立円座小学校南350メートルに在り、特定建築条件付売買予定地用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、現在転用申請者は円座地区内に手持ち案件がなく、営業活動から、当地区での住宅購入希望者を相当数得ており、代替地の検討もされた結果、申請地は、ことでん琴平線円座駅、国道32号線に近く、北側一帯は都市計画用途地域で交通の便、生活利便性が良く住環境の優れた地域であることから選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路等が、694.56平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

9番は、高松市立国分寺南部小学校北約500メートルに在り、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で、第3種農地に区分され、申請地周辺は分譲住宅団地等で宅地化が著しく、教育施設が近くにあり、商業施設も周辺で充実していることから潜在的に宅地購入需要の高い地域内に在り、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が、1,270.98平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

10番は、高松市立山田中学校南東約1.3キロメートルに在り、境内地兼墓地用地として転

用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、申請法人は、現在、墓地経営も行っており、約700基の墓石を管理しておりますが、専用駐車場が15台駐車可能な規模で、各種法要等、年間行事参加者数と合わせると、慢性的に駐車場が不足していることから、それを解消しようとするもので、既存寺院敷地に隣接する拡張であり、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和40年頃から、一部を臨時駐車場、物置兼倉庫用地として利用しており、また、資産の法人所有化に向け整理していたところ、墓地敷地も境界を越境し拡張していることが判明したため、本市やすらぎ課の墓地変更許可を得たうえで、追認許可を得るものです。

今後、法令順守する旨の始末書も提出されており、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用境内地等が、3,551.00平方メートルあります

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

次のページを御覧ください。賃借権の案件について説明します。

1番は、高松市立鶴尾小学校北850メートルに在り、不動産賃貸業も行っている法人が、老人福祉施設用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第3種農地に区分されますが、申請者が申請地東隣に建築し、専門の介護事業者に経営委託している同様の高齢者施設が入居定員に達しており、新たな入居要望に応えられないことから、対応しようとするもので、周辺道路状況等、利用の利便性、また、既存施設と同様の介護事業者への委託予定があり、事業連携の容易さから、申請地を選定したもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

2番は、高松市西部運動センター南東500メートルに在り、国際畜犬連盟傘下の公益法人ジャパンケネルクラブ、畜犬団体に所属する申請者が、団体の設立目的である、優れた健康状態や体力的機能をもつ純粋種の畜犬の推進、情報交換などを行う、世界選手権イベントでの、品評会及び障害物競技に参加するため、障害物競技用の練習場、ドッグフィールド用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、自宅横の既存施設及び、国道11号線に近く、参加メンバーの利用もし易い場所で、国際基準のコース、施設内容を満たすものとして必要な面積が確保できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者の転用同意も得ており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地等が、80.55平方メートルあります。

現地調査の結果、特に問題はありませんでした。

以上、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案、所有権移転9件、賃借権2件であります。

許可の決定をいただき、香川県農業会議での意見聴取においても許可相当の決定を得た場合、許可書を交付する旨、審議いただきますよう、よろしく申し上げます。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに、また、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の特別議案については許可することに決定いたしました。なお、香川県農業会議から許可相当の意見決定を得た後、許可書を交付することにいたします。

次に、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

溝渕主任 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案について、まず所有権移転の案件から御説明申しあげます。

議案書13ページを御覧ください。

1番は、近隣住民が使用する駐車場が不足しているため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和57年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

2番は、転用者が、自らが役員を務める法人に貸すため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和48年頃に造成済みですが、追認許可を得るもので、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、240.14平方メートルあります。また、18条6項通知1番に関連しています。

3番は、介護支援事業等を営む法人が、老人福祉施設用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と

農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、505.40平方メートルあります。また、使用貸借返還通知1番に関連しています。

4番は、転用者である法人の役員が住宅を建てるため、宅地造成用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書14ページを御覧ください。

5番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、351.71平方メートルあります。

6番は、現在、借家住まいで、子の成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

7番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側と南側が市道に面し、交通の利便性も良く、周辺は、教育施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が1,236.70平方メートルあります。

8番は、自動車の買取り、販売事業等を営む法人が、中古車展示場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、

被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が、734.21平方メートルあります。

9番は、土木建築業等を営む法人が、現在賃借している資材置場を返却せざるを得なくなったため、新たに露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、事務所からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和5年1月頃に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書15ページを御覧ください。

10番は、食料品の製造、加工、販売等を営む法人が、事業の拡大により、職員の駐車場が手狭となり、新たな車両置場が必要となったので、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が、併用地を介して、開発道路に面しており、交通のアクセスが良く、事務所からも近く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、25.03平方メートルあります。18条6項通知3番、5条許可申請使用貸借1番と関連しております。

11番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

12番、13番は、特別議案です。

14番は、転用事業者と土地購入者とが売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、交通の利便性も良く、周辺は、教育施設もあり、分譲住宅で宅地化の進んだ住環境の良い地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書16ページを御覧ください。

15番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との

の調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

16番は、特別議案です。

17番は、申請地の北側に遊歩道を整備する計画があり、遊歩道をPRするため、看板用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、遊歩道利用者の目に付きやすい場所であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書17ページを御覧ください。

18番は、転用事業者と土地購入者が売買契約を締結し、一定期間内、おおむね3か月以内に転用事業者又は転用事業者が指定する建設業者と建築請負契約を締結する特定建築条件付売買予定地用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、交通の利便性が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地等が、485.88平方メートルあります。

19番は、特別議案です。

20番の申請者は宗教法人で、現在賃借している駐車場を返却せざるを得なくなったため、新たに露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、申請地は、本殿からも近く、管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

21番は、建築工事業等を営む法人が、事業が好調であり、新たに資材置場が必要となったことから、露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書18ページを御覧ください。

22番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、166.06平方メートルあります。

23番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

24番は、食料品の販売等を営む法人が、事業が順調であることから、従業員の駐車場等が手狭となり、新たな車両置場が必要となったので、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が、市道に面しており、交通のアクセスが良く、事務所からも近く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

25番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用公衆用道路が、18.00平方メートルあります。

議案書19ページを御覧ください。

26番は、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が公道に面し、交通のアクセスも良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、18.66平方メートルあります。

27番は、不動産賃貸業等を営む法人が、新たに駐車場が必要な店舗に貸すため、露天貸駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、店舗にも隣接しており、また、南側が市道に面していることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が595.24平方メートルあります。

28番は、建築工事業等を営む法人が、既存の資材置場が手狭となったことから、新たに露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側と東側が市道に面し、既存の資材置場と一体的に利用できることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が493.00平方メートルあります。また、使用貸借返還通知9番、10番と関連しております。

議案書20ページを御覧ください。

29番、30番は、鉄鋼製品の製造、販売等を営む法人が、職員の駐車場が手狭となり、新たな車両置場が必要となったため、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、既存の駐車場にも隣接しており、工場からも近く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用雑種地が、627.00平方メートルあります。

31番は、特別議案です。

議案書21ページを御覧ください。

32番は、食料品の製造、加工、販売等を営む法人が、事業の拡大により、職員の駐車場が手狭となり、新たな車両置場が必要となったので、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が、公道に面しており、交通のアクセスが良く、事務所からも近く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

33番は、特別議案です。

議案書22ページを御覧ください。

34番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

35番は、特別議案です。

議案書23ページを御覧ください。

36番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として

転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。5条許可申請使用貸借5番と関連しています。

37番は、飲食店の経営等を営む法人が、来客者用の駐車場が手狭となり、新たな車両置場が必要となったので、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面しており、交通のアクセスが良く、事務所からも近く管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。

38番は、土木建築業等を営む法人が、事業規模の拡大により、既存の資材置場が手狭となっていることから、新たに露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が公道に面し、事務所及び国道193号線からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和元年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

39番は、自宅への進入路が狭く、通行に支障があるため、申請地を進入路用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、住居に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和2年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。18条6項通知10番と関連しております。

40番は、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用農道が25.09㎡あります。

議案書24ページを御覧ください。

41番も、宅地分譲用地として転用申請するものです。

立地基準については、用途地域が定められている農地で第3種農地に区分され、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

42番は、土木工事業等を営む法人が、事業拡大により、既存の資材置場が手狭となっていることから、新たに露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、事務所からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

43番は、分譲住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に接し、分譲住宅等で宅地化の進んだ地域であることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

44番は、特別議案です。

議案書25ページを御覧ください。

45番は、工場用地として転用申請をするものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、工場に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和5年に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、1,701.50平方メートルあります。

46番は、特別議案です。

続きまして、賃借権による転用申請を御説明申し上げます。

議案書26ページを御覧ください。

1番は、特別議案です。

2番は、造園業等を営む法人が、事業が順調に伸びていることから、既存の事務所、駐車場が手狭となっていることから、新たに事務所兼倉庫、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、事務所からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和3年頃に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接地は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、2番と同じ法人が、倉庫、露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、事務所からも近く、利用及び管理がし易いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、平成19年頃に建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接地に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が44.81平方メートルあります。議案書27ページを御覧ください。

4番は、不動産業等を営む法人が、既存事務所の老朽化が進んでいるため、また、従業員数も増え、手狭となっていることから、新たに事務所、倉庫用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が県道に面し、交通のアクセスが良く、集客を見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

5番は、一般貨物自動車運送事業等を営む法人が、事業の拡大により、高松市内に配送拠点を設けるため、新たな露天駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が、市道に面しており、主要地方道高松長尾大内線にも近く、交通のアクセスが良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和5年に造成済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書28ページを御覧ください。

6番は、特別議案です。

7番は、土木工事業等を営む法人が、事業の拡大により、高松市内の受注業務に迅速に対応するため、新たな露天資材置場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が、併用地を介して、市道に面しており、交通のアクセスが良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、527.44平方メートルあります。

8番は、建材の開発、製造及び販売等を営む法人が、事業が順調に伸び、高松市内に拠点を設ける必要が生じたため、新たに事務所、露天資材置場・駐車場用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、市道及び主要地方道塩江屋島西線に面し、交通のアクセスが良く、集客が見込まれることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、令和3年に造成、建築済みですが、この度、追認許可を得るもので、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書29ページを御覧ください。

9番は、農産物の加工販売を営む法人が、収穫したオリーブを加工し販売するため、農産物加工販売施設として転用申請するものです。

立地基準については、土地改良事業の施行区域内にある第1種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設の農畜産物販売施設に該当するもので、第1種農地の不許可の例外に該当し、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。18条6項通知11番、3条許可申請使用貸借1番、5条許可後の事業計画変更申請2番と関連しております。

続きまして、使用貸借による転用申請を御説明申し上げます。

議案書30ページを御覧ください。

1番は、食料品の製造、加工、販売等を営む法人が、露天駐車場への進入路用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、露天駐車場用地に隣接しており、他の土地に代えて転用することができないことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。5条許可申請所有権10番と関連しております。

2番は、現在借家住まいであるが、子の出産を予定しており、高松市内への転勤も予定していることから、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、北側が市道に面し、交通の便が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、昭和55年頃に一部建築済みですが、追認許可を得るもので、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

3番は、現在、借家住まいで、将来、父母の介助が必要になることを考え、父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、南側が市道に面し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。

議案書31ページを御覧ください。

4番は、現在、借家住まいで、子どもが誕生したことにより、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、東側が市道に面し、実家からも近く、相互扶助を見込めることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。使用貸借返還通知11番と関連しております。

5番は、現在、借家住まいで、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、実家からも近く、両親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。5条許可申請所有権36番と関連しています。

6番は、現在、借家住まいで、子どもの成長に伴い、住居が手狭となったことから、非農家の自己住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、西側が市道に面し、実家からも近いため、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地関係者との調整もできており、被害防除措置も適切であると考えます。4条許可申請13番と関連しております。

7番は、現在、借家住まいであるが、今後、家族が増えることを考えると、現在の住居が手狭であるため、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、北側が公道に面し、交通の便が良いことから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。

8番は、分家住宅の宅地拡張用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、平成16年頃に住宅を建築した際、隣接農地に越境していたもので、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、申請地は平成16年頃に造成済みですが、この度追認許可を受けるもの

で、隣接農地は所有者の農地のみであり、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が262.37平方メートルあります。

議案書32ページを御覧ください。

9番は、現在、借家住まいで、家財道具が増えたことにより、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が、0.36平方メートルあります。

10番は、現在、借家住まいで、子どもの成長に伴い、住居が手狭となったことから、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、代替地の検討もされた結果、北側が市道に面し、実家及び祖父所有の農地からも近く、農作業を手伝うこともできることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接は所有者の農地のみで、被害防除措置も適切であると考えます。

11番は、現在借家住まいであるが、今後の子育てや将来的な両親の介護を考慮し、祖父所有の農地を借り受けて、分家住宅用地として転用申請するものです。

立地基準については、第2種農地に区分されますが、北側が市道に面し、実家からも近く、親の面倒も見られることから、転用理由と農地区分については適当であると考えます。

一般基準については、資金計画も妥当であり、転用の確実性が認められ、隣接に農地はなく、被害防除措置も適切であると考えます。併用宅地が22.59平方メートルあります。

以上、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案、所有権36件、賃借権7件、使用貸借11件、計54件について、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の一般議案については許可することに決定いたしました。

次に、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権について御説明申しあげます。議案書33ページを御覧ください。

1番は、3人の共有名義であった農地について、その中の一人が受贈するもので、取得後は、

野菜を栽培するものです。

全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件は全て満たしています。

2番以下の案件につきましては、問題になると判断された審査基準等についてのみ御説明させていただきます。

2番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜及び果樹を栽培するものです。

3番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は水稻を作付けするものです。

4番は、残存小作地の離作補償として小作地を取得するもので、取得後は水稻を作付するものです。18条6項通知4番に関連しています。

5番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は野菜を栽培するものです。次のページを御覧ください。

6番から9番までは、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、6番から8番は水稻を、9番は野菜を栽培するものです。

10番は、経営規模の拡大を希望する農地所有適格法人が取得するもので、取得後は飼料作物を栽培するものです。農地所有適格法人の4つの要件、法人形態要件、事業要件、議決権要件及び役員要件は全て満たしています。

11番と次のページの12番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後、11番は水稻を、12番はブロッコリーを栽培するものです。18条6項通知5番、6番に関連しています。

13番、14番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後、13番は柑橘類を、14番は野菜を栽培するものです。14番は、18条6項通知9番に関連しています。

15番は、造園業を営営する譲受人が取得するもので、取得後は、庭木を植栽するものです。

16番から次のページの18番までは、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、いずれもミカンを栽培するものです。

19番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

20番は、経営規模の拡大を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、野菜を栽培するものです。

21番は、新規営農を希望する譲受人が取得するもので、取得後は、水稻を作付けするものです。次のページを御覧ください。使用貸借になります。

1番は、隣接する農産物加工販売施設で使用する排水管の埋設部分について、上部借り入れの農地の貸借期間と同様に20年間使用貸借するものです。5条許可申請賃借権9番に関連しています。

以上、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請所有権移転21件、使用貸借1件、御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。——御発言がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可する

ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請については許可することに決定いたしました。

次に、議案第7号 非農地証明願について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

西谷主任主事 議案第7号 非農地証明願について御説明申し上げます。

議案書38ページを御覧ください。

1番は、昭和60年頃から、水路として、40ページの10番のうち2筆目は、平成6年頃から、泥揚場、農道として利用しており、非農地証明事務処理要領「耕作の事業を行う者が、その農地を自らの耕作の事業に供する農地の保全、又は、他の農地の保全又は利用の増進のために必要な農業用施設（納屋、農道、水路等）の用に供する場合」に該当するものです。

38ページに戻りまして、2番は平成12年頃から、次のページの3番から7番までは、それぞれ平成4年、2年、昭和56年、平成元年、昭和55年頃から、その次のページの8番、9番及び10番のうち1筆目はそれぞれ、平成2年、昭和60年及び59年頃から、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になったもので、非農地証明事務処理要領「耕作不適當等のやむを得ない事情により、20年以上にわたり耕作放棄されたため自然潰廃し、農地としての復旧が著しく困難になった土地」に該当するものです。

以上、議案第7号 非農地証明願について10件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第7号 非農地証明願については非農地相当として証明することに決定いたしました。

次に、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

栗永主任主事 議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について御説明申し上げます。

議案書41ページを御覧ください。

1番は、税務署への書類提出期限が迫っていたため、会長専決により、7月4日付けで証明したもので、現地調査により、全ての農地が適正に管理、利用されていること、また、相続人も適格要件を全て満たしていることを確認しています。

以上、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の専決処分について1件、御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の専決処分について承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第8号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については承認することに決定いたしました。

次に、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

森農地係長 議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見について御説明申し上げます。

資料1をご覧ください。

令和6年6月27日付けで、高松市長から農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定による、高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見伺いが、提出されております。申請のあった案件につきましては、各地区部会において、現地調査及び御審議いただいたところ、掲載案件につきましては、問題無い旨の報告を受けております。

次に、資料の内容について、御説明いたします。

1ページの総括表を御覧ください。

まず、農用地区域からの除外内容でございまして、対象地番及び除外後の用途が、各地区順に記載されております。

2ページの中段に、今回の除外後の用途区分ごとの件数及び面積が記載されており、合計件数が8件、面積が2,451.00平方メートルでございます。

以上、議案第9号について御審議いただきますよう、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第9号 高松農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、異議ない旨、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第9号については、異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第10号 香川県指定鷹の山鳥獣保護区の存続期間の更新についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

西谷主任主事 議案第10号 香川県指定鷹の山鳥獣保護区の存続期間の更新に係る意見について御説明申し上げます。

資料2の1ページを御覧ください。

令和6年6月13日付けで、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づき、香川県環境森林部長から香川県指定鷹の山鳥獣保護区の存続期間の更新について意見照会がありました。

6ページの位置図を御覧ください。

香川県指定鷹の山鳥獣保護区は、大部分が国有林を区域とするもので、区域面積は3ページの3に記載のとおり、総面積265ヘクタールの範囲となっております。

現在の鳥獣保護区存続期間が令和6年11月14日に満了となることから、同年11月15日から令和16年11月14日までの10年間、期間を更新するものです。

9ページを御覧ください。

同年6月28日に開催された第4地区部会において審議された結果、昨今の有害鳥獣による農作物被害の発生状況を考慮すると、積極的に賛成できるものではないことから、県指定回答様式の「存続期間更新についての賛否」については、「条件付き賛成」とし、「意見・条件など」として、「当該区域内においては、農産物被害は深刻化・広域化しているが、多種多様な鳥獣等の良好な生息域となっていることから、存続期間の更新もやむを得ないものとする。なお、有害鳥獣捕獲に係る関係法令の規定に基づき厳正に対処することに対して、県においても積極的な協力や助言をお願いします。」という内容で意見が整ったことから、本会議の回答原案とするものです。

以上、議案第10号について、御審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第10号については原案のとおり意見を付して、回答することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第10号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第11号農用地利用集積等促進計画(案)についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第11号、農用地利用集積等促進計画(案)について御説明申しあげます。

資料3を御覧ください。

本件は、既に香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っていた農地について、貸付先の変更を行うもので、農用地利用集積等促進計画を作成するに当たって、令和6年6月28日付けで、高松市長から農業委員会へ意見を求められているものです。なお、香川県の公告予定日は同年7月31日となっております。

一枚めくっていただきまして、2ページの農用地利用集積等促進計画案を御覧ください。

明細書の左半分が農地の所有者、権利を設定する農地、所有者から機構が借上げるために設定している権利となっており、表の右半分が、機構がこれから貸付けを行う変更後の耕作者と設定

する権利の内容となっています。左半分の貸付人の権利設定期間は平成29年11月1日から令和19年10月31日までで変更ありませんが、機構での期間延長手続きができていなかったことから、貸付人との権利設定期間を一度中断し、改めて再開するため、貸付期間が令和6年8月1日から19年10月31日に変更するものです。

貸付けの期間は、従前の権利設定期間の残り期間となっており、貸付条件も従前のものをそのまま継承するものです。

以上、議案第11号、農用地利用集積等促進計画（案）について、御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第11号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第12号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更についてを議題いたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第12号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について御説明申し上げます。

資料4を御覧ください。

本件は、令和元年11月1日から香川県農地機構が中間管理権を取得し貸付けを行っている農地について、農地の貸人から香川県農地機構に対し農地貸借契約内容変更の申出があったため、農用地利用集積計画の変更在先立ち農業委員会の意見を求められているものです。

一枚めくっていただきまして、資料の2ページの2の変更内容につきましては、賃借料の金額が22,376円となっているものを1,000円に変更するものです。これは、当該農用地が近傍の賃借料と比較して高く、新たな借受者が見つからないため、変更するものです。

変更後の金額については10アール当たりで換算すると約3,600円弱となり、これは香南地区の平均賃借料4,900円に近い金額になっております。

農業委員会の意見の案といたしまして、資料の4ページの四角の中のとおり「異議ありません。」としています。

以上、議案第12号 農用地利用集積計画により設定している利用権の変更について御審議いただきますよう、よろしくお願いたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり異議ない旨決定し、回答することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長 御異議がないようでありますので、議案第12号については、原案のとおり異議ない旨、回答することに決定いたしました。

次に、議案第13号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山崎農政管理係長 議案第13号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について、御説明申し上げます。

資料5を御覧ください。1ページの農業委員会の状況ですが、このページの数値は、一年前の令和5年4月1日現在の農業委員会の状況です。

1は、農業委員、推進委員等、農業委員会の体制です。

2は、それぞれの統計方法による農家や経営体の数、耕地面積の値となっています。

2ページをお開きください。最適化活動の実施状況です。

1 最適化活動の成果目標の(1)農地の集積について、①の現状及び課題と②の目標は、昨年5月に5年度の目標として設定した数値です。

③の実績ですが、5年度中の担い手への新規集積面積が4年度に比べ35.2ヘクタール減っています。また、5年度末の農地面積が5,440ヘクタール、年度末の集積累計面積が1,599.8ヘクタールで、年度末の集積率は29.4パーセントでした。これは②で目標に掲げた35.7%に対して、達成率は82.4パーセントでした。

農業委員会の点検結果としましては、この枠内に記載のとおりです。

次に(2)遊休農地の発生防止・解消について、①の現状及び課題と②の目標は、昨年5月に5年度の目標として設定した数値です。

②の目標のアのa、緑区分の年間解消目標面積は、20.0ヘクタールとなっています。

3ページの中段、b黄区分の遊休農地については、解消に向けて工程表を策定することとなっています。

これに対し、③の実績ですが、アのa、緑区分の遊休農地については5年度に解消されたものが1.0ヘクタールとなっており、目標に対して5.0%となっています。

また、bの黄区分の遊休農地に関しては、香川県農地機構へ情報提供は行っていますが、工程表の策定には至っておりません。

4ページをお開きください。

④のその他は、農地の利用状況調査や利用意向調査の実施についての結果です。

農業委員会の点検結果としましては、この枠内に記載のとおりです。

(3)新規参入の促進について、①の現状及び課題と②の目標は、昨年5月に設定したものです。

目標は、新規参入者への貸付等について、農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積を26.1ヘクタールとしていますが、これは貸付先が未定の状態で、新規参入者への貸付も可能である農地について予め所有者の同意を取っておくというもので、その実績は4ページの③のとおり

0ヘクタールでした。

しかしながら、実際の新規参入者の状況は、(参考)にあるとおり、10経営体、12.0ヘクタールでした。

農業委員会の点検結果は、この枠内に記載のとおりです。

続きまして5ページの上段、2の最適化活動の活動目標です。

(1)の活動日数目標は一年前に定めた目標値です。

(2)活動強化月間については、目標、実績ともに年3回となっています。

5ページ下段から6ページ上段に記載の(3)新規参入相談会への参加は、目標は年4回でしたが、実績は0でした。

5年度に新規参入相談会は頻繁に実施されましたが、技術面、資金面での相談が多く、農業委員、推進委員への出席要請はありませんでした。

6ページ中段の目標の達成状況の評語ですが、これは農業委員会全体の成果に対する評価で、17点満点の4点で「目標に対して期待をやや下回る結果となった」となりました。

下段の推進委員等の点検・評価結果は、主に個人の活動日数に基づくもので、委員の皆様には一生懸命活動日誌を書いて提出していただきましたが、30点満点の中、平均は約5点となり、残念ながら全員「目標をやや下回る結果となった」となりました。

7ページは、事務の実施状況です。

1は総会、部会の開催状況です。

2は農地法3条の許可事務で、230件の許可処理を行っており、平均処理期間は21日となっています。

3は、農地転用の許可事務で、4条・5条合わせて452件の許可処理を行っており、平均処理期間は40日です。

最後に4の違反転用への対応です。現状ですが、年度内に発見された違反転用は全て年度内に解消されているため年度末時点では0ヘクタールとなっています。

令和5年度の違反転用解消面積は、0.96ヘクタールとなっています。

以上、令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について御審議いただき、承認が得られましたら市のホームページで公表させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ただ今の説明に対して御意見、御質問はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第13号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表については、承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 御異議がないようでありますので、議案第13号 令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表は承認することに決定いたしました。

次に、議案第14号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について議題といたします。

事務局の説明を求めます。

山上局長 議案第14号 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の辞任について御説明申しあげます。

資料6を御覧ください。

先月18日火曜日に、第6地区国分寺地域の農地利用最適化推進委員、小早川數市氏が三笠会長に辞任届を提出されました。

この取扱いにつきましては、農業委員会等に関する法律第23条で、「推進委員は正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されておりますことから、今回、小早川氏の農地利用最適化推進委員の辞任について、お諮りするものです。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただ今の説明に対して御質問、御意見はありませんか。———御発言がないようでありますので、議案第13号については、受理することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 御異議がないようでありますので、議案第13号については受理することに決定いたしました。

続きまして、報告案件に移ります。

報告事項 ア 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について、事務局の報告を求めます。

森農地係長 農地法第4条第1項、第5条第1項関係許可状況について御報告申しあげます。

資料7を御覧ください。

期間としましては、令和6年6月6日から同年7月3日分までであります。

まず、許可件数ですが、5月以前の議決分といたしまして4条が1件、5条が12件、6月議決分といたしまして4条が6件、5条が21件、合計で4条が7件、5条が33件です。

許可保留件数につきましては、5月以前の議決分といたしまして4条が0件、5条が9件、6月議決分といたしまして4条が0件、5条が4件、合計で4条が0件、5条が13件です。

取下につきましては、ありませんでした。

次に、許可保留の内容について御説明申しあげます。

1ページを御覧ください。

まず、4条関係です。

許可保留案件はありませんでした。

2ページを御覧ください。

同じく、許可保留案件はありませんでした。

3ページを御覧ください。

次に5条関係です。

令和6年4月議決分の所有権、4番、5番、18番、23番、24番が、表の右端欄のとおり、そ

れぞれ、開発許可、道路工事承認未了、法定外占用承認未了により許可保留となっております。

4ページを御覧ください。

令和6年5月議決分の所有権、2番、6番、20番、22番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了、史跡等現状変更により許可保留となっております。

5ページを御覧ください。

令和6年6月議決分の所有権、2番、7番、18番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可、道路工事承認未了により許可保留となっております。

6ページを御覧ください。

同じく、令和6年6月議決分の賃借権、3番が、表の右端欄のとおり、それぞれ、開発許可により許可保留となっております。

今回の許可状況の報告は以上です。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、続きまして、報告案件 イ 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員補充について、事務局の報告を求めます。

山上局長 報告案件 イ 高松市農業委員会農地利用最適化推進委員の欠員補充についてでございます。

先ほど、御審議いただきました議案第14号で、小早川氏の農地利用最適化推進委員の辞任を同意いただいたことに伴い、国分寺地域の農地利用最適化推進委員が1名欠員となりますが、第6地区部会での事前協議として、その欠員を補充したいとの意向が示されております。

そこで、任期もおおむね2年残っていることも踏まえて、事務局において、農地利用最適化推進委員の選任手続を進めてまいりたいと存じます。

今後のスケジュールといたしましては、広報高松に公募の記事を掲載する必要があり、やや時間を要しますが、9月上中旬にかけてを推薦・公募期間とし、10月上旬に候補者評価委員会を開催して候補者を内定します。

そして、10月の定例総会で同意をいただいた後に、委嘱を行う予定としております。

このようなスケジュールで進めてまいりたいと考えておりますので御承知おきくださいますようお願いいたします。

説明は以上でございます。

議 長 ただ今の報告に対して御質問等はありませんか。———御発言がないようでありますので、以上で本日の議事は、全て終了いたしました。

これで令和6年度第4回高松市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後4時26分 閉会